

令和4年度 事業計画

(自 令和4年4月1日 ~ 至 令和5年3月31日)

I 令和4年度事業計画の策定にあたって

令和2年当初から全世界へ広まった新型コロナウィルスの影響で、我が国でも非常事態宣言が出され外出の自粛、会合の自粛などの対策で感染が一時的に収束したものの、次々と感染者数のピークが現れる事態となり現在では、第6波のピークが収まりつつある状態ですが、感染者数は高止まりしており、完全収束とまではいかないように感じられ、まだまだ予断を許さない状況となっています。

このような状況の中で、令和3年度の協会活動は、なかなか思うような成果は現れていないのが実情となっています。しかしながら、コロナ禍で県内建築士事務所の業務が多大な影響を受けながらも、リモートでの打合せ、Web会議での情報交換など前向きにウィズコロナとしての業務のあり方もある程度確立できてきたと感じられます。当協会活動もこれに習い、積極的に令和4年度の事業を進めてまいります

令和元年度からの喫緊の課題として、財政健全化が挙げられており、当協会では財政健全化計画を策定し、令和3年度までの短期計画と令和5年度までの中期計画での目標を掲げ、会員一丸となって会員増強、研修会開催などに取り組んできたところです。短期計画での目標は、県の緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のおかげで、当協会の判定委員会での判定件数が増加したため、短期の目標はかろうじて達成できたと感じています。今後、中期計画の目標に向かい、正会員・賛助会員の皆様のご協力の下、まだまだ協会の魅力を発信し正会員・賛助会員の増強を図っていかなければなりません。

県の緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象件数は100件余りあり、この内耐震診断を実施しているのが20件程度にとどまっています。令和4年度は会員の皆様が積極的にこの事業にかかり、建築士事務所としての業務量を増加していただきたいと思います。また、協会ではこの補助事業の推進に協力し、対象建物の所有者の相談窓口を継続すると共に担当建築士事務所に対しては、補助申請などについて積極的に支援していきます。

県からの委託事業も、より積極的に受注できるよう、これまで対応してきた非住宅建築物の木造化・木質化の推進だけでなく、県・市建築関係課室からの委託案件があれば対応すべく、委託業務特別委員会を充実し協会の活性化、社会貢献に寄与できればと思います。その他では、教育・研修委員会などの魅力ある研修会の開催も財政健全化、会員増強にとって有効な手段と考えていますので皆様のご協力をお願いいたします。

今年度も、多くの会員・賛助会員の協力を得ながら各委員会で積極的な議論を行い、建築士事務所が次の世代を担う若者達に夢と希望をあたえる業界となるよう環境整備につとめています。以下に令和4年度事業計画並びに収支予算案について報告いたします。

II 重点事業

- ① 組織の強化と拡充を図ると共に運営の整備を行い、会員の健全な発展のために努める。
- ② 行政諸機関、関係諸団体と協調し連携を図り業界発展に努める。
- ③ 会員及び賛助会員のための各種業務情報・協会活動の速報伝達
- ④ 建築士事務所の健全な経営と、建築士の資質向上のための研修・講習会の開催
- ⑤ 耐震診断・耐震補強計画の推進により良好なストック確保の促進のため、積極的かつ適正な予算執行をされるよう関係機関への要望活動
- ⑥ 積極的な社会貢献と公益の立場で消費者保護に努める。
- ⑦ 建築士事務所の健全な発展のための要望活動に努める。
- ⑧ 大規模災害時における県との協定に適正な対応ができる体制の強化

III 委員会別事業計画案

(1) 運営委員会

- ① 委員長主導による事業計画の企画・運営
 - ② 理事会レベルでの会勢増強活動対策の企画検討
 - ③ 制度運営に関して行政庁等との連絡調整及び要望活動
 - ④ 協会運営の健全化に向けた企画立案
 - ⑤ 委員長会議の開催
 - ⑥ 全国大会建築応募作品の選考
- (財政健全化特別部会)
- ① 財政健全化のための企画立案
 - ② 財政健全化のための企画案の実施
 - ③ 財政健全化計画の進捗管理
- (業務部会)
- ① 業務報酬基準（告示第98号に基づく）の励行推進
 - ・ 業務報酬基準の会員への周知
 - ・ 県下の各自治体及び関係団体への要望活動の展開
 - ・ 業務報酬の適正な実施
 - ② 「品質確保法」の実効ある運用に向けての励行推進
 - ・ 県下の地方自治体及び関係団体への要望活動の展開
 - ③ 公共調達に関する調査及び情報収集
 - ④ 建築士事務所賠償責任保険等の加入・促進

(2) 倫理委員会

- ① 会員に対する倫理規程の周知・指導
 - ② 会員に対する本協会の定款、細則等諸規程及び関係法令の周知・指導
 - ③ 懲戒事由等の調査・研究
 - ④ 総会・理事会との連絡調整
- (指導部会)
- ① 改正建築士法第27条の5に基づく苦情解決業務の実施
 - ② 建築相談室の運営及び各種機関への相談員の派遣

(3) 総務・財務委員会

- ① 指定事務所登録機関としての対応
- ② 組織拡充の取り組み
 - ・ 未加入建築士事務所の入会促進
 - ・ 賛助会員の拡充
- ③ 日事連・近畿ブロック協議会の会務への積極的な参加
- ④ 財政、収支予算の執行、決算報告の作成
- ⑤ 新規事業の企画・提案及び各委員会からの提案事項の検討
- ⑥ 協会定款・細則・規則等の改正・変更の検討
- ⑦ 公益目的事業の適正執行計画
- ⑧ その他、他の委員会に属さない事項

(4) 教育・研修委員会

- ① 「管理建築士講習」・「建築士定期講習」、その他講習会の円滑な実施
- ② 会員の建築技術進歩改善のための研修会、講習会の実施
- ③ 建築CPD情報提供制度への参加促進
- ④ 設計・監理・施工関係の新技術の調査・資料収集
- ⑤ 建築基準法・建築士法等の建築関連法規の改正等について
- ⑥ 建材・製品等の各種説明会の実施（賛助会員との連携）
- ⑦ 応急対策業務に関する技術講習会の開催

(5) 防災・耐震対策委員会

県との災害協定・災害時の連携強化

- ① 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に関すること
- ② 大規模災害時における会員並びに賛助会員との連携体制強化
- ③ 応急対策業務の実施体制及び連絡網の確立

建築物の耐震診断

- ① 建築物耐震診断判定委員会との連携
- ② 耐震診断判定業務の周知徹底
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修設計・改修の周知徹底
- ④ 耐震診断・耐震改修マーク表示制度におけるプレート交付
- ⑤ 耐震対策等相談業務

応急危険度判定

- ① 応急危険度判定協議会への対応

非木造住宅耐震対策

- ① 非木造住宅の耐震診断報告書及び耐震補強計画の審査・判定
- ② 非木造住宅の耐震対策等相談業務
- ③ 非木造住宅耐震診断審査業務の周知徹底

関係講習会等に積極的に参加し情報の収集

(6) 広報・編集委員会

- ① 会報「あさも」の編集・発行
- ② 日事連機関誌「日事連」の配布
- ③ 協会ホームページの企画運営
- ④ 広告事業の推進
- ⑤ 建築士事務所キャンペーンの実施拡充
- ⑥ 建築士事務所協会の知名度向上策の実施

(7) 交流・会員委員会

- ① 正会員及び賛助会員同士との親睦
- ② 賛助会員との合同親睦の企画研究
- ③ 賛助会員の情報提供
- ④ 賛助会員企業のPR及び販売促進の協力

（まちづくり部会）

- ① 建築三団体まちづくり協議会への積極的な参加
- ② きのくに建築賞の実施協力
- ③ まちづくりに関する情報収集と会員・賛助会員への情報提供
- ④ 県内行政機関でのまちづくり・景観活動への参加

（青年部会）

- ① 次世代を担う若手の育成
- ② 他会の既設青年女性部会との交流
- ③ 日事連青年話創会への参加
- ④ 青年ワーキンググループへの参加

(8) 受託業務特別委員会

- ① 業務委託事業の受注を積極的に要望する
- ② 受託事業実施のための検討ワーキング
- ③ 受託事業成果物の利用計画策定